

## 報告第 1 号

### 平成 29 年度の事業計画

当協会が昭和 43 年（1968 年）10 月 24 日に設立許可されて以来、大手水産各社の遠洋漁船団は、我が国民への動物性たんぱく質の供給の使命を御旗として、世界各国の海で海洋水産物資源の開発を行い、我が国へ多くの水産物を供給してきた。また、我が国の漁船漁業の推進と牽引者としての役割を果たし、我が国水産業の発展にも大きく寄与してきた。設立当時は、漁船団規模も大きく母船・北方トロール・南方トロールの部会を設けるなどして、世界の海の水産物資源を開発し、今日では食卓には欠かせないものとなっているスケトウダラのすり身（蒲鉾など）やすり身の副産物としてのタラコや明太子、西アフリカ諸国のタコなどの開発に貢献してきた。遠洋漁業は、1977 年以降の各国の 200 海里水域の設定により漁場を喪失し、大手水産会社は漁船漁業からの撤退を余儀なくされた。今日、我が国遠洋漁船団を構成する中小漁業各社とも苦しい漁業経営が続くが、技術の継承と水産業の生産手段の維持に努めている。

しかしながら、どの時代でも共通しているのは人間の生存に不可欠な食料問題の重要性であり、当協会は、海洋の天然水産物資源を利用し、我が国国民等へ供給する生産手段を有し、その使命を果たす役割を担っている重要な漁船漁業の団体であり、これからも会員と共に、その役割と使命を共に果たす覚悟である。

世界の情勢は、英国の EU 離脱、EU 諸国のナショナリズムの台頭、トランプ大統領の誕生、止むことのない中国の貪欲な海洋進出、中東の難民問題など、世界はより一層不確実性の時代に突入する年となるであろう。

また、遠洋トロール漁業等をはじめ我が国漁船漁業を取り巻く環境は、水産物価格の上昇や燃油価格の下落など明るい兆しもあるが、引き続き米欧の過激な環境団体による漁業への干渉増大が懸念される中、不安定な資源状況など平成 29 年度（2017 年）も依然として非常に厳しい展開が予想される。かかる情勢を踏まえ、引き続き遠洋トロール漁業等の維持存続のための課題として、次の点に積極的に取り組む。

第一は、遠洋トロール漁業など漁船漁業の新たな将来ビジョンの構築である。我が国遠洋漁船漁業の再構築には、公海域のみならず各国の 200 海里内水域での操業機会の確保の重要性が高まっている。外国の 200 海里内での操業機会確保には、相手国の条件に即した操業形態を実現することが必要であり、会員各位および関係団体と歩調を合わせ、着実に前進を図る。また、我が国遠洋トロ

ール漁業等の維持・再生・発展に不可欠な国際競争力強化のため、漁船の船籍サスペンド制度の実現など、必要な規制緩和と関係法令の改正などにも引き続き積極的に取り組む。

第二は、既存及び新規国際条約水域への取り組みである。遠洋トロール漁業等の活動の場である公海水域は、環境問題など資源管理が一段と強化される宿命にある。既存及び新規の国際条約水域での安定的な操業機会の維持・確保のため、毎年開催される年次会議や作業部会等については、官民一体となって、積極的に参加し、水産資源の持続的利用の確保と共に経済的に安定した操業に不可欠な割当枠確保などに務める。

第三は、新規漁場開発・新魚種開発である。SIOFA（南インド洋）水域での新規漁場開発と同海域での未利用魚種の開発操業について、引き続き積極的に取り組む。長年中断していたNAFO（北西大西洋漁業機構）水域への漁場復帰が2016年に実現したが、当該漁場等の安定・維持に努めるとともに、他の遠洋トロール漁場の確保にも努める。

第四は、遠洋トロール漁船等で漁獲物の市場拡大である。遠洋トロール漁業等で漁獲するカラスガレイ、赤魚、クサカリツボダイ、キンメダイなど我が国市場に定着しているものもあるが、未だに市場から十分な評価を得ていない漁獲物も多く、これら魚種の市場開拓に取り組む。また、政府の水産物輸出振興策の下においても遠洋漁船の漁獲物の外地からの直接輸出については多くの制約（衛生証明要件等）が残されており、関係団体とも歩調を合わせ、これらの規制緩和にも積極的に取り組む。

## I. 国際対策事業

### 1. 北方水域関係

#### (1) NPFC（北太平洋漁業委員会）

2016年のNPFC第2回本会合で、従来の暫定措置が正式な保存管理措置として採択され、2017年より実施されている。他方、現在の保存管理措置の対象となっていないクサカリツボダイの漁獲は極端な不漁が続いており、当該漁場での主要操業国である日本に対する抜本的な対策が求められることは必至である。当協会会員の漁業経営にとり最重要漁場の一つである天皇海山での将来的な権益の確保を図りつつ、継続的な漁業経営が可能となるよう科学委員会、年次会合に参加し、わが国政府（水産庁、水産研究センター等）や関係国にも働きかけていく。

## (2) ベーリング公海条約

一昨年来、年次会合でわが国が提起しているベーリング公海のスケトウダラ資源の漁獲可能水準（AHL）決定手続きの見直しについて議論が深まるよう、関係者の取組を支援する。

## 2. 南方水域関係

### (1) NAFO（北西大西洋漁業機関）

①当該漁場では2016年4月から8年振りに操業を開始したが、今後とも日本漁船が安定して操業が継続出来るよう必要な漁獲枠の確保に努め、科学理事会、年次会合など、NAFO 関連会合に必要な応じて研究者や協会職員の派遣を行う。また、さらなる日本漁船の円滑な操業が継続できるよう、カナダとの間で漁獲枠の調整の可能性を探る。

②また、NAFO において2017年から実施が決まったカラスガレイの資源管理計画評価（Management Strategy Evaluation）見直し作業に対して関係国の業界団体と協力して作業支援の調整を進める。

### (2) CCAMLR（南極生物保存条約）

2016/2017年 CCAMLR 漁期は日本に関係する海域のメロ漁獲可能量は前年より156トン少ない3,979トンとなった。しかし、従来海氷の影響で操業が行えなかった大陸棚縁辺での操業が可能であったことから漁獲可能量の利用が進んだといわれる。このため利用可能な漁獲可能量の効率的利用を実現するため、引き続き安定操業のための新たな代替漁区の可能性を含めた操業条件の改善を追求することとし、引き続き関係機関、関係者の支援を得て新漁区及び必要な漁獲枠の維持確保に努めていくと共に CCAMLR 関連会合に向けて協会職員の派遣を行う。

### (3) ニュージーランド水域

NZは2016年5月1日以降、同国EEZ水域で操業する漁船は全てNZ船籍としなければならないとする法律を制定したことによりNZに転籍しない限り操業が不可能となった。しかしながら、NZ水域は資源状態も安定していること及び未だ転籍受入れの余地があることから、今後NZ水域における短期転籍による操業の可能性を追求するため、他団体と協力して短期転籍制度構築（船籍サスペンド等）の実現に向けて関係機関への働きかけを行う。

### (4) SEAFO（南東大西洋漁業管理機関）

2016年のSEAFO年次会議では、2年間の漁獲可能量の設定が行われたが、2017年11月にナミビアで開催されるSEAFO年次会議では、SEAFOの将来について議論が行われることから、必要に応じて職員を派遣し、関係省庁と協力して我が国漁業の操業機会の維持、確保に努める。

#### (5) SIOFA(南インド洋漁業委員会)及び SIODFA(南インド洋深海漁業協会)

①2017年3月に開催されたSIOFA第2回科学委員会を踏まえ、6月には第4回年次会合がモーリシャスで開催される。第4回年次会合では、第3回年次会合で合意された底魚漁業暫定措置とともに底刺し網漁業の使用禁止勧告、トロール漁業の漁獲努力量抑制が引き続き重要な課題となる。我が国漁業にとって不利にならないよう関係省庁に働きかけを行うとともに必要に応じて関連会合に職員を派遣する。

②SIODFAは、2017年5月、日本での会合を予定しており、当協会会員企業も会員となっていることから、出来るだけ同団体との協力的関係を維持しつつSIOFAや環境保護団体等への対応を図るよう努める。

### 3. その他の水域

関係諸国との合弁企業による事業については、前年に引き続き相手国の政府関係者、業界関係者との意思疎通を図り、事業の継続、維持発展に努めるとともに、新たな操業機会や合弁事業の可能性を追求する。

### 4. その他遠洋底魚漁業や漁場開発等のために必要な措置

①2017年9月からSTCW-F条約加盟国による寄港国検査が予想されることから、非加盟国である我が国漁船の寄港、水揚げ等に支障が生じないよう関係省庁に働きかける。

②各種政府間漁業関係協議、多国間会合、民間協議等には、既存遠洋底魚漁業の維持発展、新規事業・漁場開発、合弁事業推進のために積極的に参加する。

③遠洋漁船の漁獲物の外地からの直接輸出が可能となるよう国内制度の改善とともに相手国政府との合意形成が加速するよう関係機関への働きかけを行う。

④関係国との意思疎通や交流を図るため関係省庁や海外漁業協力財団等の協力を得て、外国の関係者の日本への招聘、我が国の調査団、専門家、技術者の派遣を行う。

⑤遠洋トロール漁業等の操業に支障が生じないよう反漁業活動の阻止や貿易自由化に向けた対応を行うため、引き続き必要に応じて関係省庁、関係団体と連携してICFA(国際水産連合)、FAO等への働きかけや関係会員を中心に必要に応じて遠洋トロール漁業等の再構築のために欧米等の漁業技術先進地へミッションを派遣し、関連先進技術の調査、習得、移転に努める。

⑥過激な環境保護活動に対しては、食料確保の生産手段である漁業存続について各国の諸団体と協力してFAO(国連食糧農業機関)、国連等への働きかけ

を行う。また、2015年から国連で始まった公海域における海洋生物多様性の保存と持続的利用に関する条約作成交渉の動向についても、将来の公海深海漁業の死活問題ともなりかねないことから、動向を注視し、必要に応じて政府等への働きかけを行うとともに関連会合への職員等の派遣を行う。

## II. 国内対策事業

(1) 2017年度（平成29年度）は水産基本法に基づく水産基本計画の変更年に当たり、新たな水産基本計画の下で遠洋漁業漁船の用船による沿岸国の排他的経済水域での操業機会の再確保策が政策課題として取り上げられるよう水産庁等に働きかけ、その実現を図っていく。

(2) 2014年8月から実施している第五十一開洋丸を用いた「がんばる漁業復興支援事業」の事業実施者として、補助事業が終了した2016年以降も収益改善を図り、安定的な操業の実施等、事業目的が達成されるように取り組む。

(3) 燃油セーフティネット事業でも、引き続き支援が着実に受けられるよう、円滑な手続きを進める。

(4) 資源管理計画を策定・実施することを条件に、漁業者の収入が減少した場合、国と漁業者が拠出した積立金によって補てんする「積立ぷらす」等、漁業所得補償対策の実施を継続する。また、共済未加入漁船に関する検討を進める。

(5) 漁船の運航に係わる制度等を検討する（一社）大日本水産会・海務労務委員会では、IMO（国際海事機関）関係のSOLAS条約、MARPOL条約などの情報の収集等を進めているが、ケープタウン条約採択、STCW-Fの発効などに伴う国内法制度化に向けて業界の意見を反映させていくとともに当協会会員のような少隻数の漁業種類であっても、国内外の枠組みに不都合となることのないように取り組む。

(6) 全国水産物輸入対策協議会の活動に積極的に参加し、TPP合意後の水産権益の確保を中心にEPA、WTO等の諸問題に対応していく。

(7) マルシップ管理委員会に出席し、本年度も会員各社と連絡を密にして、漁船漁業の円滑な遂行に努力する。特に本年度は漁業許可の一斉更新に伴うマルシップの更新も行われるため、その円滑な手続きに努める。

(8) 遠洋トロール漁船等の漁獲物の市場拡大のため、低利用魚種、規格外魚などの市場開拓の活動を行う。

(9) 漁船員の深刻な不足が予想されている中、新規就労者の確保に向け、(一社)大日本水産会会員と行政の連携の下で漁船乗組員確保育成プロジェクトが開始された。当協会も当プロジェクトに積極的に参加し、新規就労者の確保とともに、船舶職員の確保について、短期的、また、抜本的かつ長期的な対策を検討する。

(10) 輸入割当管理については引き続き適切な運営を図る。

(11) 新たに 2016 年 12 月に設立された (一社) マリン・エコラベル・ジャパン協議会の諸活動に対して積極的な関与・協力をを行い、同協議会の目的が達成されるよう努める。

### Ⅲ. その他

(1) 外国漁業政策・規則等の資料を入手し会員に配布する。

(2) 関係官庁及び関係団体等との緊密な連携と協調のもとに、遠洋トロール漁業等発展のための諸問題の解決を図る。

(3) 会員相互の親睦を図り、本会の部会や委員会の活動を通じて本会事業の円滑な運営を図る。

(4) 必要に応じ遠洋トロール漁業等に関する問題に積極的に関与し、遠洋漁業の必要性と重要性について、引き続き広く一般の認識醸成に取組み、併せて、国際競争力のある遠洋トロール漁業等の実現に努める。

(5) 当協会設立 50 周年を記念した行事を計画する。